

新時代の学校における ICT 環境研究開発事業に係る
端末等賃貸借に関する契約書（案）

福島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、新時代の学校における ICT 環境研究開発事業に係る端末等賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第 1 条 「新時代の学校における ICT 環境研究開発事業に係る端末等賃貸借に関する契約」については、この契約書に定めるもののほか「新時代の学校における ICT 環境研究開発事業に係る端末等賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

2 甲は、別紙 3 「整備内訳書」記載の乙が所有する新時代の学校における ICT 環境研究開発事業に係る端末等を借り受け、賃貸借料を支払うものとする。

一 物件名及び数量 新時代の学校における ICT 環境研究開発事業に係る端末等賃貸借 一式

二 契 約 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 円)
ただし、月毎の内訳は別表のとおりとする。

三 賃 貸 借 期 間 令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 4 年 1 2 月 3 1 日まで

四 設 置 場 所 福島県立福島高等学校ほか 7 4 校
(別紙 3 「整備内訳書」のとおり)

五 契 約 保 証 金 金 円

（賃貸借料の支払）

第 2 条 乙は、月毎の賃貸借料をそれぞれ翌月以降に甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定に基づく適法な請求書を受理した日から起算して 3 0 日以内に、乙に対して賃貸借料を支払うものとする。ただし、契約期間に 1 ヶ月未満の端数が生じた場合は、当該月の暦日数を分母とする日割計算により算出する。

3 甲が、その責めに帰すべき事由により賃貸借料の支払いを遅延したときは、乙は、甲に対し、前項の期間満了の翌日から起算して支払いの日まで、賃貸借料の額に政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（1 0 0 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。）の遅延利息を請求できるものとする。

（消費税及び地方消費税）

第 3 条 消費税及び地方消費税（以下「消費税額等」という。）は、第 2 条に定める月額料金並びにこの契約に基づき甲が乙に支払うべき費用の金額に対し、消費税法第 28 条第 1 項及び第 2 9 条並びに地方税法第 7 2 条の 8 2 及び第 7 2 条の 8 3 の規定に基づき算出する。

2 消費税額等の算出に際して、1 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てる。

（装置等の引渡し）

第 4 条 乙は、仕様書に示す装置の設定、装置等の調整を行い、装置等を使用可能な状態

としたうえで、甲に引き渡すものとする。

(技術指導等)

第5条 この契約に定める装置等に関し、甲が必要とする技術指導及びバージョンアップ等に要する費用は、甲乙協議して定める。

(装置等の交換または改造)

第6条 甲が装置等の交換又は改造を行う場合は、あらかじめ文書により乙の承諾を得、甲の負担で行うものとする。

2 装置等の交換又は改造により契約内容を変更する必要がある場合は、変更契約を締結するものとする。

(装置の搬出入)

第7条 装置等の搬入引渡し及び契約期間の終了による搬出撤去は、乙が行うものとし、これらに係る全ての経費は乙の負担とする。

(装置等の移転)

第8条 甲の都合により装置等を第1条記載の場所から移転する必要がある場合は、甲乙協議のうえ移転を行うものとする。この場合における機器等の移転に要する費用は、甲の負担とする。

(装置等の返還)

第9条 第20条及びその他の甲の都合による契約の解除により装置等を返還する場合は、装置等の返還に要する費用は、甲の負担とする。

2 乙の都合による契約の解除又は契約期間の満了に伴う装置等の撤去に要する費用は、乙の負担とする。

(善管注意義務)

第10条 甲は、装置等を善良なる管理者の注意をもって使用、管理しなければならない。

(損害賠償)

第11条 乙は、乙の実施した作業により甲又は第三者に損害を与えた場合には、損害を賠償しなければならない。ただし、次の各号に起因する装置等の故障及び損害については、乙は、その責めを負わないものとする。

- 一 甲が装置等を乙の従業員以外の者に修理、調整若しくは加工させた場合
- 二 乙の承諾なしに装置等を移動させた場合
- 三 甲の故意又は重過失による場合
- 四 天災地変、火災事故等による故障及び損傷の場合

(契約不適合責任)

第12条 甲は、搬入された装置について直ちに甲の負担で検査を行い、契約の内容に不適合がないことを確認したうえで、物件借受証を乙に交付するものとし、これをもって装置の引渡しが完了したものとする。

2 装置の規格、仕様、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合していな

いもの（以下「契約不適合」という。）がある場合、甲は、直ちに乙にこれを通知するものとし、甲がこれを怠ったときは、装置は完全な状態で引き渡されたものとみなす。

3 乙は第1項及び第2項の規定による引渡しの日から1年間、契約不適合責任を負うものとする。

（危険負担）

第13条 乙は、甲が当該装置等を占有する期間に生じた物件の滅失、破損については、甲を免責するものとする。ただし、乙の承諾のない改造、甲の故意又は重過失による物件の滅失、破損については、この限りではない。

（転貸借等の禁止）

第14条 甲は、乙の承認を得ないで、装置等を第三者に転貸、譲渡又はその占有を移転してはならない。

（装置等の保険）

第15条 乙は、装置等に対して契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険を締結するものとする。

2 甲の負担する損害金が発生した場合において、この損害金は、前項の規定による保険金の範囲内において免れるものとする。

（保険事故の発生）

第16条 甲は、保険事故が発生したときは、直ちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受領に関し、必要な一切の書類を乙に交付するものとする。

（任意解除）

第17条 甲は、次の第18条又は第19条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により乙に通知する。この場合において、乙に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、甲と乙が協議して定める。

（催告による解除）

第18条 甲は、乙が次の一から三のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

二 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

三 一から二に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

四 乙は、一から三の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として賃貸借料の額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(催告によらない解除)

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 本業務の履行不能が明らかであるとき。
- 二 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 四 一から三に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が第18条の一から三の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 五 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
- 六 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 七 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(契約の執行の停止、破棄)

第20条 甲は、福島県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）からの契約停止要請を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

- 2 甲は、苦情検討委員会から、契約の破棄する提案が出された時は、契約を破棄することができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、契約金額を限度として甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 第17条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能になった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第22条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の場合は、この契約を変更又は解除しようとする会計年度開始日の45日前までに、乙に文書にて申し出る。

(契約内容の変更等)

第23条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更することができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(談合による損害賠償)

第24条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売にあたる場合、その他、甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲

は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第25条 乙及び保守会社等の従業員は、物件の管理等のため設置場所に立ち入ることができるが、身分証明書を携行しなければならない。

2 乙は、本件業務上知り得た甲の業務上の秘密を、外部に漏洩してはならない。

(個人情報の保護)

第26条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第27条 乙は、書面により甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し承継してはならない。

(紛争の解決方法)

第28条 協議が整わない場合、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約成立の証しとして、本書2通を作成し、各当事者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 住所 福島県福島市杉妻町2番16号
氏名 福島県
福島県教育委員会教育長 鈴木 竜次

乙 住所
氏名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければ

ならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第 10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

注 1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

2 委託業務の実態に則し適宜必要な事項を追加し、不要な事項は削除するものとする。また、契約書本文の定めとの関係に応じ、必要な文言の整備を行うものとする。

(別表)

賃貸借料金の月毎の内訳

(単位：円)

(令和8年度)

区分	賃貸借料金	左のうち消費税及び地方消費税の額
1月		
2月		
3月		
合計		

(令和9年度)

区分	賃貸借料金	左のうち消費税及び地方消費税の額
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計		

(令和10年度)

区分	賃貸借料金	左のうち消費税及び地方消費税の額
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計		

(別表)

賃貸借料金の月毎の内訳

(単位：円)

(令和11年度)

区分	賃貸借料金	左のうち消費税及び地方消費税の額
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計		

(令和12年度)

区分	賃貸借料金	左のうち消費税及び地方消費税の額
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計		

(令和13年度)

区分	賃貸借料金	左のうち消費税及び地方消費税の額
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計		

(別表)

賃貸借料金の月毎の内訳

(単位：円)

(令和14年度)

区分	賃貸借料金	左のうち消費税及び地方消費税の額
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
合計		